

## 70歳以上の高額療養費制度の見直しおよびそれにもなう 老人医療助成事業(㊟41)の高額療養費等の取り扱い変更について ～8月1日から～

平成29年2月1日号京都医報保険医療部通信にて既報のとおり、70歳以上の高額療養費制度の見直しが段階的になされているところです。ついては、8月1日から70歳以上の高額療養費および高額介護合算療養費の自己負担上限額が下記のとおり変更されますので、お知らせします。

この見直しにともない、京都府が実施する老人医療助成事業(㊟公費負担番号41)の対象者についても、8月1日から同様に自己負担上限額が見直されますので、ご注意ください。また、これに併せて、㊟対象者のうち、一定以上の所得がある方(3割負担)については医療機関の窓口での㊟受給者証の提示が不要となり、レセプトへの公費負担者番号や公費欄の一部負担金等の記載も不要となりますので、ご注意ください。なお、この場合、㊟の自己負担上限額を超える部分については償還払いによる対応となりますが、医療保険の限度額適用認定証等の提示がある場合は、その限度額までの窓口負担となります。

また、市町村によっては、一定以上の所得がある方(3割負担)に対しては㊟受給者証が発行されないところもあります。

### 記

#### ▶ 70歳以上の高額療養費(㊟も同じ)

見直し前(平成30年7月診療分まで)

適用区分	負担割合	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
一定以上所得がある方	3割	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数回 44,400円)
一般	2割	14,000円 [年間上限 144,000円]	57,600円 (多数回 44,400円)※
住民税非課税 区分Ⅱ		8,000円	24,600円
区分Ⅰ	15,000円		

見直し後(平成30年8月診療分から)

外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
年収約1,160万以上の場合 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (多数回 140,100円)※	
年収約770万～約1,160万の場合 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% (多数回 93,000円)※	
年収約370万～約770万の場合 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数回 44,400円)※	
18,000円 [年間上限 144,000円]	57,600円 (多数回 44,400円)※
8,000円	24,600円
	15,000円

※ 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

#### ▶ 70歳以上の高額介護合算療養費(㊟も同じ)

見直し前(平成30年7月診療分まで)

適用区分	負担限度額
一定以上所得がある方	67万円
一般	56万円
住民税非課税 区分Ⅱ	31万円
区分Ⅰ	19万円

見直し後(平成30年8月診療分から)

負担限度額	
年収約1,160万以上の場合	212万円
年収約770万～約1,160万の場合	141万円
年収約370万～約770万の場合	67万円
56万円	
31万円	
19万円	